

地方分権改革の推進に関する決議

義務付け・枠付けの見直しや都道府県から市への権限移譲を定める2次にわたる一括法が昨年成立し、さらに第3次一括法案も今通常国会に提出されたところである。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から市への権限移譲はいまだ不十分であり、地方分権改革推進委員会の勧告に沿った更なる見直しが必要である。

一方、国の出先機関改革については、去る4月27日に開催された地域主権戦略会議において、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度」が了承され、今通常国会への特例法案の提出を目指すとされている。

出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲及びその受け皿となる広域的实施体制の制度設計に当たっては、東日本大震災等の経験に鑑み、広域かつ機動的な危機管理体制のあり方をはじめとして、基礎自治体の意見を踏まえたより慎重な検討が行われるべきである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から市への権限移譲

第3次一括法案を今通常国会において早期に成立させるとともに、これまでに実現した事項にとどまることなく、更なる義務付け・枠付けの見直しと都道府県から市への権限移譲を行うこと。

2. 国の出先機関改革

国の出先機関改革の制度設計に当たっては、拙速に進めることなく、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえること。

以上決議する。

平成24年5月23日

全国市議会議長会